

(令和8年4月28日 掲載)

質 問 応 答 書

調達件名 発寒清掃工場高圧コンデンサ室内壁改修業務

番号	質 問 事 項	回 答
1	解体した壁材について、アスベスト検査は受託者である必要がありますか？検査に1～2か月かかり、履行期間の7月31日までに間に合わない可能性があります。	ご質問のありましたアスベスト検査の可否について回答いたします。 本業務における解体壁材のアスベスト検査については、受託者側で実施する必要はありません。当該箇所は令和3年度に一部改修を行っており、本市においてアスベスト不含有であることを既に確認しております。